

平成31年度一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた
 社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 28,182 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 722,264 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	207,452	118,422	5,186	83,844
	老人福祉事業	19,776	11,540	480	7,756
	児童福祉事業	155,708	65,004	5,284	85,420
社会保険	国民健康保険事業	71,431	22,459	2,853	46,119
	後期高齢者医療事業	128,289	14,709	6,616	106,964
	介護保険事業	107,896	3,877	6,060	97,959
保健衛生	保健衛生事業	11,950	808	649	10,493
	疾病予防事業	19,762	1,660	1,055	17,047
合計		722,264	238,479	28,182	455,603

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。